

## モデルプロジェクトの森における国民参加の森林づくり活動の公表

千葉森林管理事務所は、下記のとおりモデルプロジェクトの森における森林づくり活動の協定の締結をしたので公表します。

### 記

#### 1 協定相手方の名称

団体名 森林総合研究所 林木育種センター  
ガールスカウト千葉市協議会  
有限会社 丸和建材社

#### 2 「ガールスカウト・丸和 早生樹の森」の概要

- ( 1 ) 位 置 千葉県君津市戸崎 戸崎国有林86と林小班外
- ( 2 ) 面 積 1.50ha
- ( 3 ) 主な活動内容 早生樹の植樹、保育作業、成長調査、自然観察

#### 3 協定項目

別添「協定書」(写) のとおり

令和3年4月26日

千葉森林管理事務所長

担 当：森林ふれあい

電 話：043-242-4656

# モデルプロジェクトの森における早生樹の森林づくり に関する協定書

## (ガールスカウト・丸和早生樹の森)

関東森林管理局長（千葉森林管理事務所）（以下「甲」という。）と国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター（以下「乙」という。）、ガールスカウト千葉市協議会（以下「丙」という。）及び有限会社 丸和建材社（以下「丁」という。）は、モデルプロジェクトの森において、産学官連携により低コストで早期に緑化が図られる「早生樹の森林づくり」の植栽・保護・保育等の活動及び試験研究（共同研究）の取組に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、乙、丙及び丁は、「ガールスカウト・丸和早生樹の森」協議会（以下「協議会」という。）を結成し、本協定の目的を協働で履行するため、房総地域の森林づくりに知見や技術のある学識経験者等の助言等を得るなどの必要な事項を別途覚書で交わすものとする。ただし、甲は、協議会が円滑に機能するようオブザーバーとして陪席するものとする。

また、協議会は、次の第3、第4及び第5の項目に関する事務を一括して調整・提出することができるものとする。

### 第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づくモデルプロジェクトの森において、産学官連携により低コストで早期に緑化が図られる「早生樹の森林づくり」の植栽・保護・保育等の活動及び試験研究（共同研究）の取組が円滑に実施されることを目的とする。

### 第2（モデルプロジェクトの森の名称、位置及び面積）

甲は、千葉森林管理事務所 戸崎国有林 86と林小班外の1.50haをモデルプロジェクト活動の森として乙、丙及び丁に活動させるものとする。

なお、モデルプロジェクトの森の名称は「ガールスカウト・丸和早生樹の森」とする。

### 第3（全体活動計画書の提出）

協議会は、活動の実施にあたって、別紙様式1により全体活動計画を作成し、甲と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲に提出するものとする。

### 第4（年間活動計画書の提出）

協議会は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により年間活動計

画を作成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。なお、初年度にあつては活動を実施する前までに甲に提出するものとする。また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

#### 第5（活動実績の報告）

協議会は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年度末までに甲に報告するものとする。

#### 第6（活動の実施）

- 1 乙、丙及び丁は、別紙様式1及び様式2の計画に沿って活動を実施するものとする。
- 2 乙、丙及び丁並びに活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 3 乙、丙及び丁は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあつては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

#### 第7（入林の際の連絡・調整）

乙、丙及び丁は、入林する場合にあつては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面（FAXによる場合を含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。また、乙、丙及び丁は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

#### 第8（安全確保等の措置）

- 1 乙、丙及び丁は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。
- 2 乙、丙及び丁は、本協定に基づく活動の参加者の安全を責任もって確保するものとする。万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくこととする。

#### 第9（活動の役割分担及び経費の負担）

- 1 甲、乙、丙及び丁は、モデルプロジェクトの森における活動の役割分担を次のとおり定めるものとする。ただし、疑義が生じるものについては、必要な都度、甲、乙、丙及び丁の間で協議の上、取り決めるものとする。
  - (1) 甲は、活動フィールドの提供、技術支援、技術者や活動実施者等情報の提供及び共同研究等に関すること。
  - (2) 乙は、共同研究試験地の設計、苗木の提供、調査及び解析等に関すること。
  - (3) 丙は、植栽、下刈、除伐等の保育作業等の実施及び共同研究の補助等に関すること。
  - (4) 丁は、地拵の実施、植栽、獣害対策、共同研究の補助及び丙の保育作業

等の経費支援に関すること。

- 2 活動の実施に要する経費は、乙、丙及び丁がそれぞれの取組の分担内容に応じて負担するものとする。ただし、疑義が生じるものについては、必要な都度、甲、乙、丙及び丁の間で協議の上、取り決めるものとする。

#### 第10（立木竹等の所有権等の権利及び知的財産権）

- 1 乙、丙及び丁は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び活動により生ずる全ての権利を有せず、甲に帰属するものとする。ただし、甲は、提供された樹木を増殖可能な形で第三者に譲渡をしないものとする。
- 2 甲、乙、丙及び丁は、植栽・保護・保育等の活動及び試験研究（共同研究）の活動で生じた次の権利について定めるものとする。ただし、丙及び丁は、その権利の一切を放棄するとともに、研究成果等の公表及び第三者への提供は甲及び乙の許可を必要とする。
  - （1）特許権等の知的財産権は、甲及び乙で協議の上、取り決める。
  - （2）データや上記（1）以外の成果の帰属については、共有する。
  - （3）研究成果等を公表又は第三者へ提供する場合は、あらかじめ甲及び乙で協議する。

#### 第11（施設の設置等）

- 1 乙、丙及び丁は、活動に必要な施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであって、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。
- 2 乙、丙及び丁は、活動が終了した場合には、設置した施設を収去するものとする。ただし、甲がその必要がないと認めたときはこの限りではない。

#### 第12（法令等の遵守）

乙、丙及び丁は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

#### 第13（山火事防止等の措置）

- 1 乙、丙及び丁は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊もしくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 乙、丙及び丁は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 乙、丙及び丁は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

#### 第14（損害賠償）

乙、丙及び丁並びに活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木

竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

#### 第15（活動の円滑な実施への協力）

甲は、活動が円滑に実施されるよう、活動の開始に当たっての現地案内及び説明並びに活動計画の策定に当たっての助言等の協力を行うものとする。

#### 第16（モデルプロジェクトの森の適切な管理）

甲は、モデルプロジェクトの森が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

#### 第17（協定の破棄等）

1 甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は乙、丙及び丙に事前に通知するものとする。

- (1) 活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合
- (2) 協定に基づいた森林づくり活動の実施の見込みがなく、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと甲が認める場合であって、乙、丙及び丁から甲に対し別紙様式4による協定解消に係る申請がない場合又は申請内容が妥当と認められない場合
- (3) モデルプロジェクトの森の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
- (4) 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
- (5) 協定締結による国民参加の森林づくり実施要領第5の2の団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
- (6) 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合

2 乙、丙及び丁は、やむを得ない事情により協定に基づいた森林づくり活動の実施が困難となった場合又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じた場合で、今後の活動実施の見込みがない場合、別紙様式4により協定解消の申請書を甲に提出するものとする。甲は乙、丙及び丁からの申請内容が妥当と認められる場合、当該協定を解消するものとする。

#### 第18（協定の有効期間）

- 1 この協定は、令和3年4月26日から令和7年3月31日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定は、乙、丙及び丁から活動の申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

#### 第19（その他必要と認められる事項）

この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

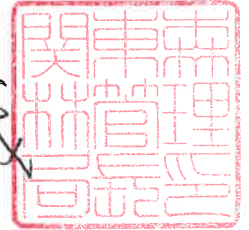
上記協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し各自記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和 3 年 4 月 26 日

(甲) 千葉県千葉市稲毛区稲毛1-7-20

関東森林管理局長  
(千葉森林管理事務所)

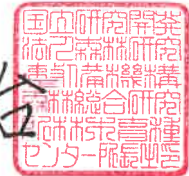
上大田 光成



(乙) 茨城県日立市十王町伊師3809-1

国立研究開発法人 森林研究・整備機構  
森林総合研究所 林木育種センター

所長 今泉裕治



(丙) 千葉県千葉市中央区千葉港2-1

ガールスカウト千葉市協議会

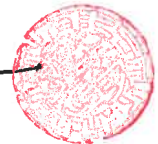
会長 安見一美



(丁) 千葉県富津市鶴岡486-1

有限会社 丸和建材社

代表取締役 青木龍一



関東森林管理局長 殿  
(千葉森林管理事務所)

協定者(代表者)  
住 所  
氏 名

「モデルプロジェクトの森」における全体活動計画書

1 「モデルプロジェクトの森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 全体活動計画

(1) 活動の目標

--

(2) 活動の内容及びスケジュール

活動の内容	1年次 年度	2年次 年度	3年次 年度	4年次 年度	5年次 年度	合 計
合 計						

(注) ・活動内容については、頻度(回数)等について記述する。  
・資材・道具置き場等の仮設工作物を設置する場合は記述する。

3 その他

※ 各種法令の指定状況

--

(注) 本欄については、森林管理署等で記入。

(別紙様式2)

令和 年 月 日

関東森林管理局長 殿  
(千葉森林管理事務所)

協定者(代表者)  
住 所  
氏 名

令和 年度「モデルプロジェクトの森」における活動計画書

1 「モデルプロジェクトの森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 令和 年度活動計画

活動の内容	活 動 時 期				
	月	月	月	月	月
合 計					

参考：活動項目は次のとおり例示する。

植栽、下刈、間伐、歩道整備、自然観察、林内清掃など

3 その他

※ 各種法令の指定状況

--

(注) 本欄については、森林管理署等で記入。



関東森林管理局長 殿  
(千葉森林管理事務所)

協定者(代表者)  
住 所  
氏 名

令和 年度「モデルプロジェクトの森」における活動実績報告書

1 「モデルプロジェクトの森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 令和 年度活動実績

実 施 日	活動実施者	参加者数 (参加者内訳)	活動内容(数量等)

※ 参加者数欄には、参加者の内訳を記載してください。  
内訳は、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、教育委員会、緑の少年団、大人、  
等により区分してください。  
本表により書ききれない場合は、別紙同様の様式により報告してください。

3 その他

関東森林管理局長 殿  
(千葉森林管理事務所)

協定者(代表者)  
住 所  
氏 名

「モデルプロジェクトの森」の協定解消の申請書

- 1 協定の森の名称・位置・面積・協定の有効期間
- 2 これまでの活動経緯・現状
- 3 協定解消を求める事由

4 施設等の有無

(1) 撤去必要な施設等の有無

有・無

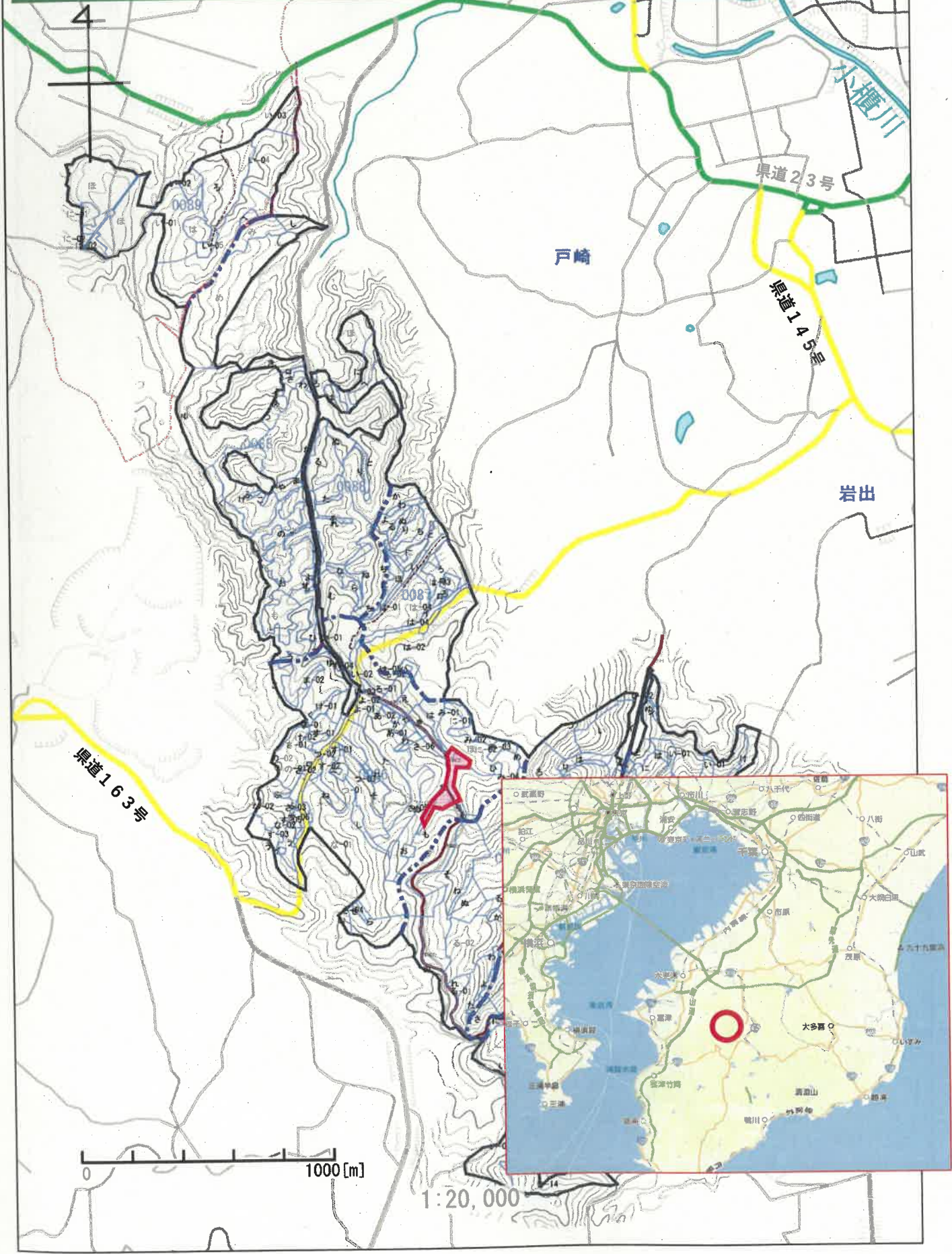
(2) (1)で「有」とした場合の、施設種類・施設数

(3) (1)で「有」とした場合の、施設撤去予定期日

年 月 日

名称	位置	面積	協定の有効期間
	国有林 林班 小班	ha	年 月 日 ~ 年 月 日
	国有林 林班 小班	ha	年 月 日 ~ 年 月 日

# モデルプロジェクトの森 「ガールスカウト・丸和早生樹の森」位置図



# モデルプロジェクトの森 「ガールスカウト・丸和早生樹の森」 詳細図

